○国土交通省告示第七百三十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年七月五日

国土交通大臣　前原　誠司

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

辻川

二　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路の内その接している区間の河川敷及び道路敷

京都府宮津市

字宮村

小字辻

一番二一

一番乙の一から一番乙の二〇まで

一番乙の二二及び一番乙の二三

一番乙の二五から一番乙の三九まで

一番乙の四三

二番乙の六

二番丙

七二七番乙の一

四九番一及び四九番二

一四五四番四

九六番

九六番一から九六番一五まで

七二八番

七三〇番

七一三番

小字峠ノ尾

小字小田ケ尾

七一八番

七一一番及び七一二番

七一二番地先無番地

七一三番から七一五番まで

七三五番及び七三六番

七三六番乙の一

七二六番及び七二七番

七二七番地先無番地

七二九番

七三一番

七三一番地先無番地

七三二番

小字戸石場

小字小田ケ尾向

小字コク蔵ノ尾

小字辻町

一〇二八番三

字鍛治

小字虚空蔵谷

五二番二

字猟師

小字虚空蔵谷

一四二番

小字小田ケ尾

一四三番及び一四四番

一四五番乙

一四六番

一四六番乙

一四七番

一四七番乙から一四七番戊まで

一四八番

一六二番・一六二番一合併

一六三番及び一六四番

一四九番及び一五〇番

一五六番から一五九番まで

一五九番乙から一五九番己まで

一六〇番

一六〇番丙

一五一番

一五二番一及び一五二番二

一五三番から一五五番まで

一六〇番乙

一六一番

字山中

小字峠

四四四番及び四四五番

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）

京都府宮津市

字宮村

小字旭が丘

一四五四番四　一号及び二号

七一一番　四号

七一三番　三号

小字峠ノ尾

七三三番及び七三四番

七三七番及び七三八番

七三九番

小字大谷口

小字大谷

小字桑ガく

一六〇番乙

小字杉ケ谷

小字大谷

小字旭が丘

○環境省告示第四十号

昭和四十六年三月農林省告示第三百四十六号（農薬取締法第三条第一項第四号から第七号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準）第四号イの規定に基づき、水質汚濁に係る農薬登録保留基準（平成二十年七月環境省告示第六十号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十二年七月五日

環境大臣　小沢　鋭仁

表（２ＲＳ、３ＲＳ）―１―（４―クロロフェニル）―４、４―ジメチル―２―（１Ｈ―１、２、４―トリアゾール―１―イル）ペンタン―３―オール（別名パクロブトラゾール）の項の次に次のように加える。

ジイソプロピル―１，３―ジチオラン―２―イリデン―マロネート（別名イソプロチオラン）	0.26mg／１
Ｓ―ベンジル＝１，２―ジメチルプロピル（エチル）チオカルバマート（別名エスプロカルブ）	0.02mg／１
Ｎ，Ｎ―ジエチル―３―メシチルスルホニル―１Ｈ―１，２，４―トリアゾール―１―カルボキサミド（別名カフェンストロール）	0.007mg／１
アンモニウム＝ＤＬ―ホモアラニン―４―イル（メチル）ホスフィナート（別名グルホシネート）及びナトリウム＝Ｌ―ホモアラニン―４―イル（メチル）ホスフィナート（別名グルホシネートＰナトリウム塩）	ＤＬ―ホモアラニン―４―イル（メチル）ホスフィン酸（別名グルホシネート酸）として0.024mg／１
４―エトキシフェニル［３―（４―フルオロ―３―フェノキシフェニル）プロピル］ジメチルシラン（別名シラフルオフェン）	0.29mg／１
（２Ｒ，３ａＲ，５ａＲ，５ｂＳ，９Ｓ，１３Ｓ，１４Ｒ，１６ａＳ，１６ｂＲ）―２―（６―デオキシ―３―Ｏ―エチル―２，４―ジ―Ｏ―メチル―α―Ｌ―マンノピラノシロキシ）―１３―［（２Ｒ，５Ｓ，６Ｒ）―５―（ジメチルアミノ）テトラヒドロ―６―メチルピラン―２―イロキシ］―９―エチル―２，３，３ａ，４，５，５ａ，５ｂ，６，９，１０，１１，１２，１３，１４，１６ａ，１６ｂ―ヘキサデカヒドロ―１４―メチル―１Ｈ―ａｓ―インダセノ［３，２―ｄ］オキサシクロドデシン―７，１５―ジオン（別名スピネトラム―Ｊ）及び（２Ｒ，３ａＲ，５ａＳ，５ｂＳ，９Ｓ，１３Ｓ，１４Ｒ，１６ａＳ，１６ｂＳ）―２―（６―デオキシ―３―Ｏ―エチル―２，４―ジ―Ｏ―メチル―α―Ｌ―マンノピラノシロキシ）―１３―［（２Ｒ，５Ｓ，６Ｒ）―５―（ジメチルアミノ）テトラヒドロ―６―メチルピラン―２―イロキシ］―９―エチル―２，３，３ａ，５ａ，５ｂ，６，９，１０，１１，１２，１３，１４，１６ａ，１６ｂ―テトラデカヒドロ―４，１４―ジメチル―１Ｈ―ａｓ―インダセノ［３，２―ｄ］オキサシクロドデシン―７，１５―ジオン（別名スピネトラム―Ｌ）の混合物（別名スピネトラム）	0.063mg／１
２―クロロ―２，６'―ジエチル―Ｎ―（２―プロポキシエチル）アセトアリミド（別名プレチラクロール）	0.047mg／１
１―（２―クロロ―６―プロピルイミダゾ［１，２―ｂ］ピリダジン―３―イル）スルホニル―３―（４，６―ジメトキシピリミジン―２―イル）尿素（別名プロピリスルフロン）	0.029mg／１
（ＲＳ）―２―ブロモ―Ｎ―（α，α―ジメチルベンジル）―３，３―ジメチルブチルアミド（別名ブロモブチド）	0.10mg／１

○北陸地方整備局告示第九十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年七月五日

北陸地方整備局長　前川　秀和

一　施行者の名称　新潟県

二　都市計画事業の種類及び名称　柏崎都市計画道路事業三・四・二五号諏訪町東本町線

三　事業施行期間　自平成二十二年七月五日至平成二十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　新潟県柏崎市東本町二丁目地内

使用の部分　なし